

事業復活支援金・月次支援金に関する意見

項目	会員の意見
事業復活支援金の算定方法について	<p>「今年 11 月から来年 3 月までのうち最も売上高の少ない月を選択し、前年、前々年または前々々年の同月の売上高が 50%以上多く、かつ、同年の 5 ヶ月間の売上高が最も多かった年を選択する」という情報を入手しています。</p> <p>我々、訪日外国人を相手にしている、通訳案内士は、季節労働者的なところがあり、12 月、1 月、2 月は比較的、収入が少ない人が多いと思います。</p> <p>過去 5 ヶ月間の売上ではなく、年間売上との比較にしないと、十分な支援金を得られないと危惧しています。</p>
事業復活支援金への要望 M 氏	<p>事業復活支援金への要望を以下に書きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通訳案内士も支給の対象とすること。 ● 不備メールの記述をより具体的にし、申請者に不備内容を正確に伝えること。 ● 審査部門と相談窓口で不備内容を共有化し、申請者に不備内容を正確に伝えること。
月次支援金 M 氏	<ul style="list-style-type: none"> ● まず第一に”通訳案内士は月次支援金の支給対象ではない”と思います。下記のリンクを参照ください。 <p>https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/faq/index.html#kyuhutaisyou-08 https://kiga-hp.org/2021/06/21/important-info210621-2-2/</p> <p>つまり、月次支援金は緊急事態措置又はまん延防止等重点措置により収入が減少した人を対象としており、通訳案内士の収入が減少している理由は緊急事態措置やまん延防止等重点措置ではなく、外国人の入国規制だということだと思います。ひどい話です。ただ、実際には通訳案内士でも月次支援金を支給された人はいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 私も不備ループに陥り、最終的には全月の申請を取り下げました。理由は、通訳案内士は月次支援金の支給対象ではない”からです。 <p>2021 年 6 月 18 日に 4 月分/5 月分の申請を行いました。その後、5 ヶ月ほど放置され、膨大な追加書類の提出を要求されました。</p> <p>そして不備メールに陥りました。不備メールの内容はあまり具体的ではないので、どこが不備なのかわかりません。</p> <p>相談窓口に連絡しても、”なぜ不備なのかわからない”と言われます。理由は、審査</p>

	<p>部門と相談窓口で不備情報が共有されていないからです。</p> <p>しかたなく自分なりに考えて資料を修正しても、同じ内容あるいは違う内容の不備メールが届きます。結局、不備メールを 15 件程度受取り、相談窓口にも 15 回程度電話しました。最終的に、相談窓口の人から（おそらくベテランの相談員）、通訳案内士は支給の対象外だと教えられました。</p> <p>であれば、1 回目の不備メールでその旨を伝えてほしかったです。追加書類を作成して、何回も修正して。無駄な努力でした。</p>
月次支援金	<p>今回、追加の資料提出で一番困りましたのは、請求書の提出です。クライアント情報記載の請求書を提出することは個人情報保護に反し、エージェントとの信頼関係を失ってしまう懸念がございます。確定申告の際に税務署に提出する以上の書類を中小企業庁が月次支援金を委託するデロイトトーマツに開示することに異論を唱えます。</p> <p>さらに、今回の支援金に関しては、収入の半減の証明がメインなのに、細々とした経費の詳細まで開示を求められ、明らかに矛盾していると思いました。</p>